

犯罪被害者支援 Q & A

ご自身が・家族が・友人や知人の方が、もし犯罪の被害にあったら・・・
あなたは、どのように対応しますか？

1. 犯罪被害者等とは？

「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」をいいます。

(犯罪被害者等基本法第2条)

犯罪には「殺人・傷害」といったものだけではなく、交通事故や家庭内暴力も含まれます。

2. 犯罪被害者等が置かれている状況は？

事件後に直面する問題として
身体的な被害(いのちを奪われる等)
精神的な被害(心に傷を受ける)
経済的な被害

(医療費の負担、失職、転職等)

があります。

事件内容が同じように見えても、被害にあったときの状況や家族のなかの誰が被害にあったか等、被害者一人ひとりの置かれた状況はそれぞれ違います。

3. 被害者は、事件直後にどのような支援を望んでいますか？

事件についての相談相手

警察との対応の手助け・付き添い

病院への付き添い

等です。

被害者は、被害後から半年後も話し相手や相談相手が必要と答えています。

また、被害から回復するためには、家族や友人など被害者にとって身近な人の助けが重要です。

4. 被害者には、どのように接したらよいのですか？

被害者は、好奇の目にさらされたり、中傷されるなど周囲の言動や行動に傷つく場合があります。

しかし、被害者を傷つけてはいけませんので距離を置くというのではなく、被害者は『事件のことは触れないで、普段どおりに接してほしい』と、思っている方が多いのも事実です。

まずは、被害者の気持ちを十分に聞き、受け止めてあげてください。

被害者を思う気持ちが、何より大切です。

5. 被害者が裁判に参加する制度とは？

2008年12月1日から裁判所の許可を得て加害者に質問したり、刑の重さについて意見を述べる事が出来ます。

対象となるのは、殺人や性犯罪等です。

6. 被害者等のための法律はありますか？

2004年12月に『犯罪被害者等基本法』が制定されました。

県民一人ひとりが、犯罪被害者等の
支援の担い手です

ひとりで悩まず まずは相談を

犯罪被害者相談窓口

犯罪の被害に遭われた方やその家族、または遺族からの様々な悩み・相談に応じ、必要な支援に関する情報提供、助言を行います。

電話 029-301-7830 ナヤミゼロ
受付 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後4時
(12時～午後1時は除く)
対応 犯罪被害者等支援連絡員等
茨城県生活文化課
安全なまちづくり推進室

性犯罪被害相談『勇気の電話』

性犯罪の被害に関する相談に応じます。

電話 029-301-0278
受付 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時30分
対応 女性心理カウンセラー等



茨城県警察本部警務課
犯罪被害者支援室

サイバー犯罪相談窓口

インターネット上の犯罪に関する相談に応じます。

電話 029-301-8109
受付 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時
E-mail相談
hi-tech@pref.ibaraki.lg.jp
対応 サイバー犯罪対策係員

茨城県警察本部
生活環境課



少年相談コーナー

少年の非行や犯罪被害の問題に関して、少年自身や保護者からの相談に応じます。

電話 029-301-0900 マルクオサメル
受付 月曜日～金曜日
(土日及び祝日は留守番電話対応)
午前8時30分～午後5時30分
E-mail相談
Keishonen@pref.ibaraki.lg.jp
対応 少年補導職員等



茨城県警察本部
少年課

(社) いばらき被害者支援センター 茨城県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

電話相談をはじめ、面接相談や裁判の傍聴付き添い等(直接支援)を行っています。

電話 029-232-2736
受付 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前10時～午後4時
HP <http://www.ivac.or.jp>

突然、犯罪被害者に・・・



何の落ち度もないのに、突然犯罪の被害に巻き込まれる。自分にそんな危険が、振りかかることなど考えたことはありませんか？

万一、被害にあったら、ひとりで悩まず、相談してください。

犯罪被害者週間 11月25日～12月1日